

廃 第 18 号

平成27年6月11日

みそら自治会

会長 廣畠 宏造 様

四街道市長 佐 渡



移転を前提としたごみ処理施設の整備計画について（回答）

平成27年5月12日に行われました第2回交渉会の中で、貴自治会から市に対し、移転を前提としたごみ処理施設の整備計画を提出して欲しいとの要望が出されましたことから、別紙のとおり回答いたします。

移転を前提としたごみ処理施設の整備計画

1. 一般廃棄物処理基本計画の見直し

(見直しに概ね1年)

一般廃棄物処理基本計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本方針を策定し、これに基づき収集、運搬、排出抑制、再資源化及び処分について定めた計画であり、長期的展望の中での施設の位置づけを提示するための計画である。

【法的根拠等】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画について」
(平成2年2月1日付け衛環第21号)
 - ・「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」
(平成2年2月1日付け衛環第22号)
 - ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」
(平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号)
 - ・ごみ処理基本計画策定指針
(平成25年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

2. ごみ処理施設整備基本構想

(一般廃棄物処理基本計画の内容がある程度固まつたら着手。策定に概ね1年)

ごみ処理施設整備基本構想は、整備が必要となる各処理施設に必要な規模、機能構成や整備方法を処理システム案として複数用意し、各々の案について実効性、経済性を検討するものである。選定された処理システム（最適案）を施設整備基本構想としてとりまとめることとする。

3. 循環型社会形成推進地域計画(地域計画)

(一般廃棄物処理基本計画見直し後着手。策定に概ね1年)

循環型社会形成推進地域計画は、市町村が循環型社会形成の推進を図るため、廃棄物処理法第5条の2に基づく国の廃棄物処理施設整備計画に沿って策定するものである。地域計画においては、3R推進のための明確な目標とその目標を達成するための具体的な施策等を記載する。

循環型社会形成推進交付金の交付を受けるためには、地域計画の作成が必須であり、交付金申請までに当該事業を盛り込んだ地域計画について環境大臣による承認

を受ける必要がある。

【法的根拠等】

- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱
(平成26年4月1日付け環廃対発第1404019号)
- ・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル
(平成17年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

4. ごみ処理施設整備基本計画

(一般廃棄物処理基本計画見直し後着手。策定に概ね1年)

ごみ処理施設整備基本計画は、一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、ごみ処理施設整備基本構想を受けて、事業実施のための青写真を示すことで、具体的な設計の指針とするものである。

【法的根拠等】

- ・「ごみ処理施設性能指針の一部改正について」
(平成20年3月31日付け環廃対発第080331003号)
- ・「ごみ処理施設性能指針の一部改正に係る留意事項について」
(平成12年2月10日付け衛環第11号)

5. ごみ処理施設整備基本設計*

(ごみ処理施設整備基本計画策定後着手。概ね3年)

(1) 発注方式の決定(機種選定、発注方式の検討)

機種選定委員会等でどのような機種を採用するのかを決定するとともに、プラントメーカーへの発注方式を検討する。

(2) 参考見積仕様書の作成

ごみ処理施設の建設にあたり、すでに策定したごみ処理施設整備基本計画をもとに、プラントメーカーより見積設計図書を徴収するために必要な参考見積仕様書（土木、建設、機械、配管、電気・計装）を作成する。

(3) 参考見積設計図書の技術審査

プラントメーカーより提出された設計図書の技術比較表を作成し、評価点を付し、仕様内容の統一を図り、適正な工事予算金額を把握する。

(4) 最終発注仕様書の作成

参考見積仕様書により徴収したプラントメーカーの設計図書の設計審査を行った上で、プラントメーカーを決定するにあたり必要となる最終発注仕様書を作成する。最終発注仕様書の内容は、指名プラントメーカーに共通するものにする。

【法的根拠等】

- ・廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き
(平成18年7月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ・廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)
(平成25年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

※ なお、プラントメーカーへの発注方式としては、性能発注方式、プロポーザル方式等がある。ここでは最も一般的な性能発注方式による場合の流れを説明した。

6. 事業方式選定

(最終発注仕様書と同時並行で行う。選定に概ね1年)

四街道市PFI導入指針では、施設建設費(設計・建設)が10億円を超えるものについては、原則としてPFIの導入を検討することとなっていることから、ごみ処理施設整備に伴う民間事業者参入可能性の調査・把握及びVFM試算を行う。

【法的根拠等】

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・四街道市PFI導入指針
(平成18年4月 四街道市)

7. PFI導入手続

(事業方式選定後着手。手続に概ね2年)

仮にPFIを導入することとなった場合は、事業の内容、PFI事業者の募集・選定方法、PFI事業者の責任等を明らかにした実施方針等を策定し、公表する。特定事業の選定・公表を経て、PFI事業者の募集・選定・公表を行い、契約を締結する。

【法的根拠等】

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・四街道市PFI導入指針
(平成18年4月 四街道市)

8. 生活環境影響調査

(循環型社会形成推進地域計画及びごみ処理施設整備基本計画策定後着手。完了まで概ね2年)

市町村（一部事務組合等を含む。）の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3により、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した「生活環境影響調査書」を添付しなければならない。

なお、施設規模*によっては、千葉県環境影響評価条例に基づき、より厳格な環境影響評価を行う必要がある。

【法的根拠等】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」
(平成10年6月17日付け衛環第52号)
- ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針
(平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ・四街道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例及び同施行規則

※千葉県での環境影響評価（環境アセスメント）対象事業

千葉県環境影響評価条例の基本事業 焼却施設 処理能力 100t/日以上
溶融施設 処理能力 100t/日以上

この他、関連対象事業（基本事業の規模に満たないが、環境アセスメントを行う必要ありとの知事の判定を受けた事業）についても環境影響評価を行う必要がある。

9. 関係機関との協議

（建設予定地及び機種決定が前提）

放流を行う場合には河川管理者との協議が必要になり、建設予定地に農地がある場合には農地転用手続等が必要になる。

【法的根拠等】

- ・河川法
- ・農業振興地域の整備に関する法律 等

10. 都市計画決定(変更)手続き

（生活環境調査完了及び建設候補地での施設配置決定が前提。概ね1年）

ごみ処理施設は、都市計画法で定められた都市施設であるため、都市計画決定を行わなければならない。

【法的根拠等】

- ・都市計画法、同施行令、同施行規則
- ・建築基準法

11. 用地造成計画・設計

(ごみ処理施設整備基本計画策定後着手。概ね1年半)

現況地形を把握し、建設工事の設計基礎数値、安全性、難易度等の基礎データを得るための測量調査を実施する。また、地質構造を把握し、施設建設に伴う環境影響評価及び施設計画の根拠資料として、地盤の透水性、支持力等の基礎データを得るために地質調査を実施する。これらを基に、用地造成計画及び設計を行う。

12. 新施設長寿命化計画の作成

(ごみ処理施設整備基本設計策定後着手。概ね1年)

次期ごみ処理施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設を建設し、循環型社会形成推進交付金の交付を受けようとする場合には、新施設の建設前に維持管理の計画等を内容とする長寿命化計画を策定する必要がある。

【法的根拠等】

- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱
(平成26年4月1日付け環廃対発第1404019号)
- ・廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き
(平成22年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

13. 用地造成工事

(都市計画決定が前提。概ね1年)

14. 施設建設

(準備作業は契約締結・都市計画決定後着手。本体工事は用地造成工事完了後着工。概ね2年半)

15. 施工管理

(用地造成工事着工から施設建設完了まで)